

議案第3号

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年8月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
(実施校)				(実施校)			
第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。			
高等学校名	課程名	学科名		高等学校名	課程名	学科名	
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	
		理数学科	理数科				
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科		鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科	
	略				略		
略				略			
米子東高等学校	略			米子東高等学校	略		
	定時制課程	普通学科	普通科		定時制課程	普通学科	普通科
米子西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科				
略				略			

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前から引き続き鳥取東高等学校の全日制課程普通学科普通科若しくは理数学科理数科又は米子西高等学校の全日制課程普通学科普通科に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなる者を含む。）については、改正後の鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の規定は、適用しない。

「鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則」の一部改正について

### 1 規則の概要・現状

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず、かつ学年ごとの課程の修了の認定は行わずに、卒業までに所要の単位を修得すれば卒業を認めるものである。

昭和 63 年度に、高校中途退学者や海外帰国子女等の受け入れに対応するため、学校教育法施行規則が一部改正された。鳥取県では、同年度に定時制課程で制度化（単位制導入）、全日制課程においては生徒の選択を拡充する観点から平成 5 年度に制度化（単位制導入）、通信制課程においては聴講制度が導入されること等に伴い、平成 1 8 年度に制度化（単位制導入）された。

#### 【平成 30 年度時点の本県における単位制導入状況】

学校名	課程名	学科名
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科
	通信制課程	普通学科普通科
青谷高等学校	全日制課程	総合学科
倉吉東高等学校	全日制課程	普通学科普通科
	定時制課程	普通学科普通科
倉吉西高等学校	全日制課程	普通学科普通科
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科普通科
米子東高等学校	全日制課程	普通学科普通科
	定時制課程	普通学科普通科
米子高等学校	全日制課程	総合学科
米子白鳳高等学校	定時制課程	総合学科
	通信制課程	普通学科普通科
境高等学校	全日制課程	普通学科普通科
日野高等学校	全日制課程	総合学科

### 2 規則改正の趣旨・目的

平成 3 1 年度から平成 3 7 年度までの本県高等学校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針 [平成 3 1 年度～平成 3 7 年度]」（平成 2 8 年 3 月策定）において、生徒が自らデザインした学習を可能にするため、「学年制」から多様な科目の選択が可能となる「単位制」への移行をより一層進めていく方針を明記している。

各校との協議の結果、平成 3 1 年度からは鳥取東高校の全日制課程普通学科普通科及び理数学科理数科、並びに米子西高校の全日制課程普通学科普通科において、この規則に定める単位制による運営の特例に関する措置を認めたい。

### 3 規則改正の内容

単位制による課程の実施校に、鳥取東高校の全日制課程普通学科普通科及び理数学科理数科、並びに米子西高校の全日制課程普通学科普通科を追加する。

また、附則により、この規則の施行日前から鳥取東高校の全日制課程普通学科普通科及び理数学科理数科、並びに米子西高校の全日制課程普通学科普通科に在学している者に対する経過措置を規定する。

## 2 学校の特色や魅力づくり

### (1) 生徒自らがデザインした学習を可能にする教育課程の在り方

#### <背景>

本県の高等学校進学率は98.6%（平成27年）であり、高等学校はほとんどの子どもたちが通う教育機関となっている。生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化している中、本県においても、生きる力の育成を目指し、各学校が特色ある教育活動を展開しているところである。

こうした中、生徒が目的意識や進路希望に応じて自らの学びを柔軟に発展させたり、興味・関心に応じた学びをデザインしたりすることは、学ぶ喜びを喚起し、生涯を通じた学習意欲を高めるとともに、学校の活性化につながることを期待される。

このことから、各学校では、生徒の多様性や興味・関心に応じて、個々の進路希望や将来の夢が最大限かなえられるような、柔軟性や発展性を備えた教育課程を編成することが重要である。

一方、生徒が自身で学習をデザインしていく際には、自分の興味・関心だけにとらわれて必要な基礎科目を学ばなかったり、他科目との履修順序や科目そのものの内容が不明確であったりすることがないように、各学校の教育方針に基づいて、各年次で学ぶべき科目をある程度定めた上で、シラバス等で内容を明確にした選択科目を適切な年次に配置するなどの工夫が必要である。

#### 【取組の方向性】

- 生徒が自らデザインした学習を可能にするため、多様な科目の選択が可能となる「単位制高校」への移行や、自校で学習できない内容を他校で学習するなどの学校間連携をより一層進めていく。

#### (方策例)

- ・基礎学力の定着に取り組む学校が、その定着のための科目を設置したり、基礎的なコミュニケーション能力を課題とする生徒に対応して、見る・聞く・書く・話す等に関わる体験的な科目を設けたりするなど、生徒が自らデザインすることが可能となる教育課程を編成する。
- ・長期休業日等を活用し、特色ある科目を学校の枠を超えて受講できるようにする。
- ・積極的に外部の資格検定試験等を活用する。
- ・生徒が自身の学習スタイルに合わせて修業の期間を柔軟に設定する<sup>(※11)</sup>。